○文部科学省告示第五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる国宝に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表下欄のように改めて国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月九日

文部科学大臣　馳　浩

上欄		中欄	下欄				
名称	関係告示		名称	員数	構造及び形式	所有者	所在地
竜光院書院	明治四十一年内務省告示第七十六号 昭和三十六年文化財保護委員会告示第三十二号 昭和三十六年文化財保護委員会告示第三十三号	三畳、八畳	龍光院書院	一棟	四畳半台目茶室（密庵席）、十畳、八畳、六畳、四畳半、二畳、八畳、広縁、縁よりなる、一重、寄棟造、こけら葺、水屋を含む	宗教法人龍光院	京都府京都市北区紫野大徳寺町一四番地

○文部科学省告示第六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年二月九日

文部科学大臣　馳　浩

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧網走監獄庁舎	三棟	木造、建築面積四九九・九九平方メートル、鉄板葺	公益財団法人網走監獄保存財団	北海道網走市呼人一番地の一	北海道網走市呼人一番地
舎房及び中央見張所		木造、建築面積三、三三三・八四平方メートル、鉄板葺			
教誨堂		木造、建築面積四〇四・八七平方メートル、桟瓦葺			
旧網走刑務所二見ヶ岡刑務支所（二見ヶ岡農場）	五棟		公益財団法人網走監獄保存財団	北海道網走市呼人一番地の一	北海道網走市呼人三番地
庁舎		木造、建築面積一五四・五五平方メートル、北面渡廊下附属、鉄板葺			
舎房		木造、建築面積六六三・三九平方メートル、鉄板葺			
教誨堂及び食堂		木造、建築面積四八六・九二平方メートル、北面洗面所附属、木造、建築面積四一・四一平方メートル、鉄板葺			
鎖鎖附着所		木造、建築面積一八六・七三平方メートル、二階建、東面検身場附属、木造、建築面積一八二・一五平方メートル、鉄板葺			
炊場		木造、建築面積一八二・一八平方メートル、北面渡廊下附属、鉄板葺			
旧弘前藩諸士住宅	一棟	桁行一一・五メートル、梁間五・七メートル、西面突出部　桁行四・八メートル、梁間三・八メートル、東面及び北面葺きおろし下屋、南面、東面及び西面下屋附属、切妻造、銅板葺 附・表門　一棟 一間薬医門、切妻造、銅板葺	弘前市	青森県弘前市大字上白銀町一番地一	青森県弘前市大字若党町七二番
平井家住宅	六棟		平井滋	岩手県盛岡市本町通一丁目二番一七号	岩手県紫波郡紫波町日詰字郡山駅二四六番地
主屋		木造、建築面積四八三・三四平方メートル、二階建、南面玄関附属、北面浴室及び便所附属、桟瓦葺及び鉄板葺、西面勝手及び作業所附属、木造、建築面積二四一・八〇平方メートル、平屋建、鉄板葺			
表門		一間腕木門、切妻造、銅板葺、南北煉瓦塀付、桟瓦葺	紫波町	岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目三番地一	
南蔵		煉瓦造、建築面積五一・一二平方メートル、二階建、東面庇付、前室附属、桟瓦葺			
北蔵		煉瓦造、建築面積五一・一二平方メートル、二階建、東面庇付、桟瓦葺			
米蔵		土蔵造、建築面積六五・六七平方メートル、平屋建、北面庇付、桟瓦葺			